

産婦健康診査費の助成を開始

～7月1日より開始～

産婦健康診査は、産後の心身の回復や授乳状況等、お母さんの健康状態を確認する大切な健診です。三木市では、産後うつなどを予防することを目的とし、産婦健康診査の費用の一部を助成します。

1 対象者 三木市の住民で平成31年4月1日以後に出産された産婦

2 対象となる健康診査

産後2週間、産後1か月等の産後間もない時期に受診する健康診査
(出産後8週以内に受診した産婦健康診査が対象)

3 助成額 1回あたり上限5,000円、2回以内

4 助成方法

母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費助成券と併せて助成券を交付します。

(1) 県内の協力医療機関で健康診査を受ける場合

「産婦健康診査費助成券」を医療機関に提出します。

産婦健康診査費が助成額を超えた場合、超過分を自費で支払います。

(2) 協力医療機関以外で健康診査を受ける場合

産婦健康診査費は医療機関窓口で一旦自費支払となりますが、後日申請により費用を振り込みます。(償還払い)

(3) 平成31年4月1日から令和元年6月末日までに出産をされた方には、案内を個別送付します。

問い合わせ先 三木市健康福祉部健康増進課母子保健係

電話 0794-86-0900